

2020年8月

投資家のみなさまへ

アセットマネジメント One 株式会社

「企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）」
分配金額の決定方法の変更（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧頂いております「企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り分配金額の決定方法に関する変更を検討（予定）しておりますのでお知らせいたします。

なお、本変更は信託約款における運用の基本方針を変更するものでないことから、ご購入いただいた後、受益者のみなさまへ特段のお手続きを求めるものではありません。

この度のお知らせ内容につき、何卒ご理解を賜り、今後とも当ファンドをお引き立ていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）

2. 変更内容

当ファンドでは、各決算時点における分配金額について、目論見書に記載のとおり、原則として、分配前の基準価額が1万円を超えていた場合、超過額の1/2程度を目処に分配原資の範囲内で分配を実施して参りました。変更後は、目論見書の記載を修正し、信託財産の十分な成長に資することにより配慮し、基準価額の水準や市況動向などを勘案したうえで、分配金額を決定することを検討しております。

3. 変更後の初決算

2021年2月決算（予定）



商号等 / アセットマネジメント One 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 324 号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

4. 変更の背景

当ファンドは、受益者さま各位のご愛顧により純資産残高は足もと 200 億円超に拡大しており、また良好なパフォーマンスを背景として複数の投信評価機関からも高い評価を受けることが出来ました。特に今年前半は、コロナショックにより市場環境が大きく混乱し、未だ回復途上にある市場もある中で、当ファンドはいち早くショックを乗り越え、基準価額（分配金再投資）は最高値を更新する状況となりました。

当ファンドを設定した 2016 年 2 月時点においては、投資家さまの一定の分配ニーズに配慮し、株式から得られるリターンの一部を分配金としてお支払いすることといたしました。しかしながら、2019 年 6 月に金融審議会の市場ワーキング・グループがとりまとめた報告書において、所謂“老後 2,000 万円問題”が注目を集めるなど、足もと日本では資産形成に向けた個人による自助努力がより求められる環境に変化しつつある状況と捉えております。

そうした中で、当社におきましても資産運用のプロフェッショナルとして投資家さまの資産形成に向けた取り組みを行う中にあり、当ファンドについては、この良好な運用成果を内部留保し、より効率的な運用成果を還元することが受益者さまの利益に資すると思われました。

また、ファンドから多額の分配金をお支払いすることについて、今後の純資産規模やパフォーマンス次第では、当ファンドが主要投資対象とする小型株式市場や当ファンドのパフォーマンス自体にも悪影響を及ぼす可能性があることも懸念しております。

従いまして、当ファンドの分配金額の決定方法については、次期決算（2021 年 2 月）以降、現時点の目論見書に記載されております「基準価額が 1 万円を超えていた場合、超過額の 1/2 程度を目処」に関わらず、より受益者さまの資産形成に資するよう、各決算期における基準価額の水準や市況動向などを勘案したうえで、分配金額を決定するよう検討しているものです。

この度の変更につき、何卒ご理解を賜り、今後とも当ファンドをお引き立ていただきま
すよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

2020 年 5 月 21 日使用開始の投資信託説明書（交付目論見書）4 ページ、同（請求目論見書）8 ページ

- 本件に関してご不明な点は、下記までお問い合わせください。
アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694
受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

お客さまの残高などお取引に関するお問い合わせは、お取引いただいている販売会社までお願いいたします。



商号等 / アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 324 号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 110 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（2021 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率 2.618%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商号等 香川証券株式会社

登録 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号

加入協会 日本証券業協会